

南伊勢町一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

(令和5年度～令和19年度)



3 生活排水処理基本計画

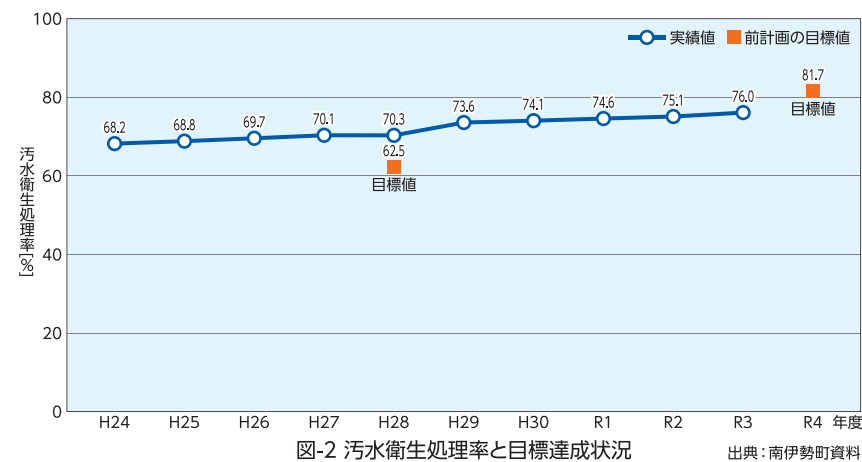
3.1 生活排水処理の現状と課題

【現状】

- 令和3年度の汚水衛生処理率は76.0%です。
- 前計画の令和4年度目標値81.7%の達成は厳しい状況です。
- 三重県平均82.1%、全国平均88.6%を下回っています。

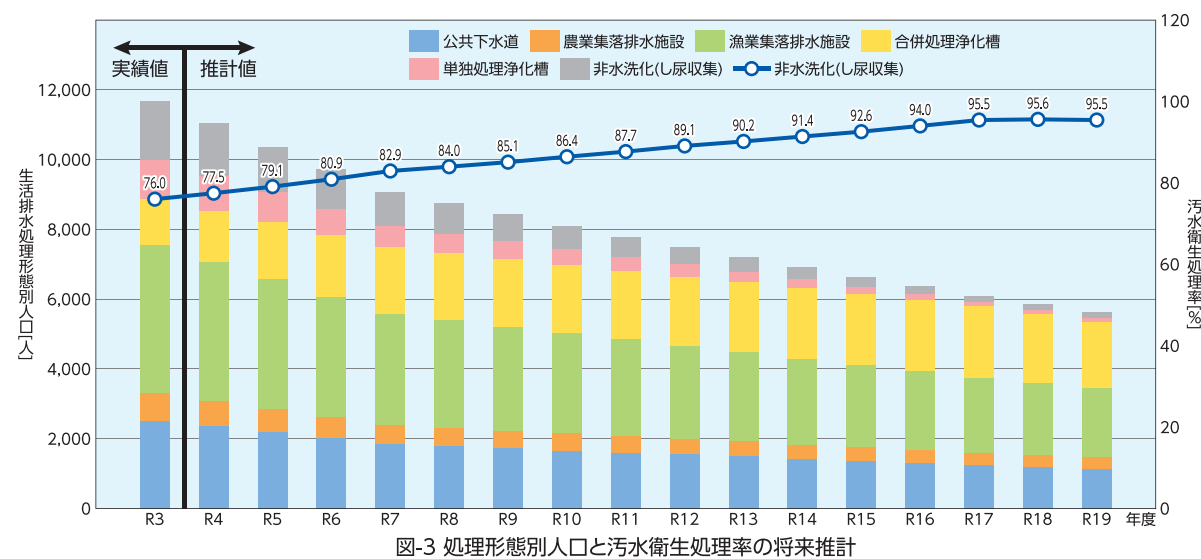
【課題】

- 引き続き、公共下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設の整備及び接続を積極的に進める必要があります。



3.2 処理の目標

目標 汚水衛生処理率を約96%にします。



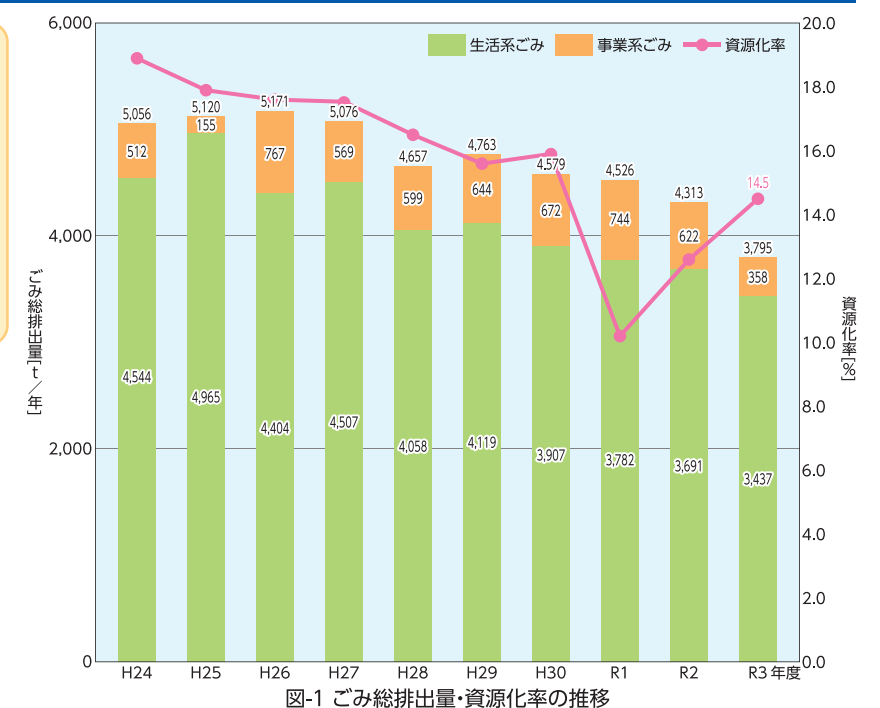
1 計画策定の趣旨

本計画は、平成22年3月に策定した前計画を全面的に見直し、新たに令和5年度から令和19年度までを計画期間とする「南伊勢町一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

2 ごみ処理基本計画

2.1 ごみ処理の現状

- ごみ総排出量は全体的に減少傾向にあります。
- 令和3年度のごみ総排出量3,795t/年です。
- 内訳は、生活系ごみ3,437t/年、事業系ごみ358t/年です。
- 令和3年度の資源化率は14.5%です。



2.2 ごみ処理現状と課題

(1) 1人1日当たりごみ総排出量の推移と課題

【現状】

- ごみ総排出量は、平成29年度以降ほぼ横ばい傾向にあります。
- 前計画の令和4年度目標値830g/人・日を達成することは厳しい状況です。
- これは、生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）が平成29年度以降ほぼ横ばいの状況で推移しているためです。

【課題】

- 分別精度を高めるため周知啓発を行う必要があります。
- 食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。

【今後の展開】

町民・事業者・行政等がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、ごみを出さない・減少させる意識の醸成のための普及啓発を図り、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用の取組を推進していきます。



南伊勢町一般廃棄物処理基本計画【概要版】 発行:令和5年4月

南伊勢町 環境生活課 上下水道課

〒516-0194 三重県会郡南伊勢町五ヶ所浦3057 TEL 0599-66-1154 FAX 0599-66-2166
〒516-1492 三重県会郡南伊勢町神前浦15番地 TEL 0596-77-0010 FAX 0596-77-0297

※この概要版は再生紙を使用しています。

(2) 最終処分量の推移と課題

【現 状】

- 最終処分量は、平成25年度以降減少傾向にあります。
- 前計画の令和4年度目標値727t/年は達成する見込みです。
- 1人1日当たり最終処分量は、三重県内で3番目に多くなっています。

【課 題】

- 直接最終処分されている燃えないごみの発生・排出抑制に向けて、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。

【今後の展開】

収集運搬・中間処理・最終処分の各段階で、環境負荷の低減や脱炭素化、また費用対効果に配慮しつつ、資源化を含めた適正な処理を行っていきます。

(3) 資源化率の推移と課題

【現 状】

- 資源化率は、低下傾向が継続しています。
- 前計画の令和4年度目標値30%の達成は厳しい状況にあります。

【課 題】

- 燃えるごみの中に含まれる紙類・布類の割合が多くなっています。
- 分別精度を高めるため、効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。

【今後の展開】

町民・事業者・行政等がお互いに協力して、再生利用に取り組みやすい仕組みをつくり、環境負荷低減に配慮しつつ脱炭素化に向けたごみの減量化・資源化を推進していきます。

2.3 計画の目標

- 目標1
- 目標2
- 目標3
- ごみ総排出量を約11%削減します。
- 生活系ごみを約16%削減します。
- 資源化率を約21%とします。

表-1 計画目標によるごみ排出量等の推移 (単位: t/年、%)

区 分	令和3年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	最終目標年度
総ごみ排出量	3,795	2,641	2,081	1,621
生活系ごみ	3,437	2,384	1,872	1,452
事業系ごみ	358	257	209	168
資源化率	14.5	18.8	19.8	20.9

*総ごみ排出量は、端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

2.4 基本方針と主な施策の紹介

基本方針Ⅰ：「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」

【環境教育・環境学習の充実】

小・中学生を対象に、ごみ処理・処分施設の施設見学等の実施や環境教育を行うことで、環境に配慮した考え方を身に付ける人づくりを進めます。また、成人については、環境問題に対する勉強会等を実施し、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取り組みと協力を要請していきます。

【チャイルドシート・子供服等のリユース推進】

子供の成長過程で活用するものの、使用期間が他の製品と比べ極めて短い製品のリユースを推進します。チャイルドシートや幼児向け玩具、衣類を廃棄物として有償回収せず、リユース回収BOXを設置し、無償引き取りを行い、子育て世帯へ無償提供します。

基本方針Ⅱ：「資源循環の推進」

【中間処理施設での資源化の推進】

これまで粗大ごみは「クリーンセンターなんとう」（粗大ごみ処理施設）、資源ごみについては「さいたエコ・センター」において資源化を行ってきました。令和5年4月からは鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」において、資源化を行い、燃えるごみからもスラグ・メタルの回収を行っていきます。

基本方針Ⅲ「適正処理の推進」

【可燃性粗大ごみの資源利用】

タンス等の木質家具、流木・剪定枝等の木材等を破碎・チップ化し、園芸用資材として再生する新たな資源化対策設備を導入します。

【高齢者等への対応】

生活系ごみの収集は、ステーション方式となっており、収集効率や衛生面から有効な方法であることは確認されています。しかしながら、近年では核家族化や少子高齢化の影響で「ごみステーションまでごみを持って行くことが困難」な家庭も見受けられます。このため、高齢化社会に対応したサービスの提供についても検討します。